

写真集の著作権は誰の手に？

～ヘアスタイル写真集事件～

模擬裁判

美容界のカリスマ、ヘアデザイナーが、
とあるヘアスタイル写真集に

「編者」として自分の名前が載っていないことに大激怒！
著作権侵害だと出版社に訴訟を提起したけれど ... ？

時間

11月5日 14:30～

場所

10号館7階 1073教室

主催：知的財産法藤田ゼミナール3年生一同

目次

<u>1. 目次</u>	<u>1</u>
<u>2. キャスト・スタッフ紹介</u>	<u>2</u>
<u>3. 会場の説明</u>	<u>4</u>
<u>4. 事案の概要</u>	<u>5</u>
<u>5. 訴状</u>	<u>11</u>
<u>6. 用語集</u>	<u>18</u>
<u>7. 関連裁判例</u>	<u>22</u>
<u>8. 編集後記</u>	<u>29</u>

キャスト・スタッフ紹介

side 原告

モデル役の坪内です。
普段絶対に経験しないような撮影をしたり、自分とはかけ離れた世界の人物を演じるのはとても難しかったです。私なりに頑張ってみただけ楽しんでいたいただけ嬉しかったです。



原告側証人
ミウラ アヤカ

三浦 綾香
(坪内 優佳)

この度、原告でありカリスマ美容師西園寺役を担当します。
海老沢大貴です。
いやー、著作権って難しいですね。原告として内容を間違えるわけにはいかないので結構苦労しました。西園寺は子どもな大人と
いうか、大人としてはとても奇天烈な行動力を持っているので、
西園寺のエネルギーに負けないように頑張ります。



原告

サイオンジトオル

西園寺 徹
(海老沢 大貴)

原告弁護士

主任弁護士： 菅野 記代
小田島 拓海
佐々木 悠乃

田中 藍実
豊島 佳子

裁判所

裁判長 : 田子 瑛人

裁判官 : 魚住 健太
渡邊 圭亮

side 被告

この度白木出版社長の田城役を演じさせていただきます名木と申します。私自身は模擬裁判も演技も全て人生初の試みとなり、かなり緊張していますが、ご来場下さった皆様が少しでも楽しめるよう努めます。よろしくお願いいたします。



シラキシユツパン
(株)白木出版 **田城 俊之**
(名木 貴大) **被告**
ダンロトシユキ

カメラマンの石山悟史を演じる高橋佑太です。正直、本当にこの役をやることになるとは思っていませんでした。しかしやるからにはできる限り尽くします。緊張してちょっと何言ってるか分からない所もあると思います。ですが、精一杯頑張りますので、よろしくお願いいたします。



石山 悟史
被告側証人
イシヤマサトシ
(高橋 佑太)

被告弁護人

主任弁護人： 高橋 英里
稲富 匠
宇佐美 達也

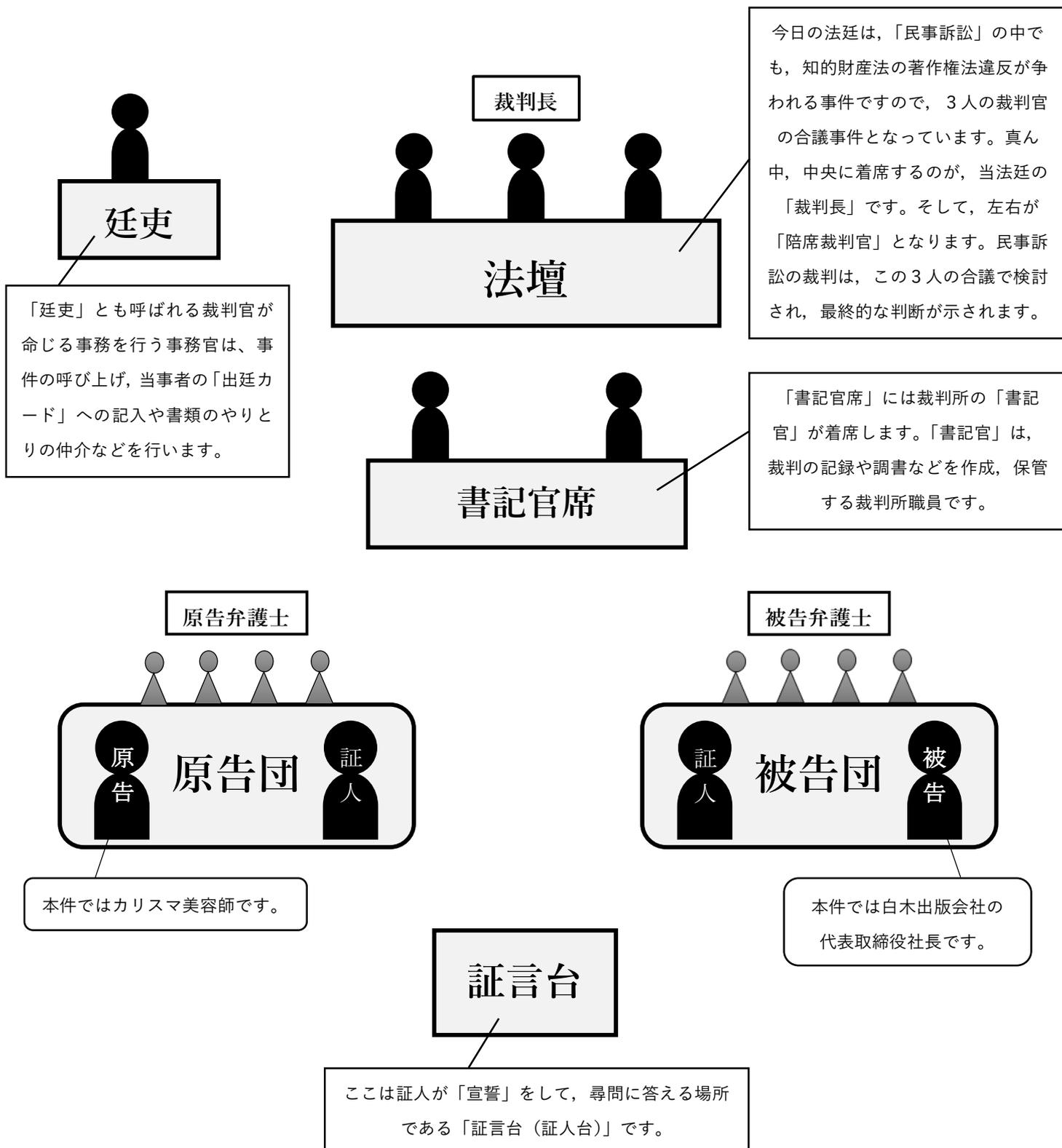
瀬野 愛可
平石 敏己

司会 : 新井 汰一
書記官 : 菊池 耕平

室員 : 福満 侑太
三浦 涼太郎
監修 : 藤田 晶子 教授

会場の説明

※当法廷は、実際の裁判所の法廷をできるだけ忠実に再現しております。



事案の概要

本件事件には大きな争点が2つ存在します。その2つの争点の原告被告それぞれの主張のうちどちらの主張が裁判所によって認められるかが、当法廷で判示されます。

争点

- ① 本件「ヘアメイク」写真の著作権者は誰か
- ② 西園寺徹に Meit「ボリューム5」の「編集著作権」はあるか

< 主要登場人物 >

さいおんじ とおる
原告 西園寺 徹



訴えを提起した人物。ヘアメイク業界やファッション業界では有名な「カリスマ美容師」。争点①の本件「ヘアメイク」写真は、彼と石山カメラマンによって撮影された。また、ヘアメイク美容雑誌の編集も行っている。本件で問題となっている白木出版のヘアメイク写真集「Meit ～カリスマ美容師の Hair Style 50 選～」のシリーズもその1つである。

みうら あやか
原告側証人 三浦 綾香



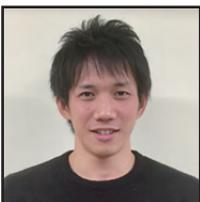
争点1の本件「ヘアメイク」写真のモデルをつとめた人物。本件では原告側の証人となった。原告側は、本件「ヘアメイク」写真の撮影風景を良く知る彼女の証言により、本件「ヘアメイク」写真が西園寺の多くの貢献により撮影されたものであると証明するつもりである。

しらきしゅっぱん たしろ としゆき
被告 (株)白木出版 田城 俊之



西園寺によって訴えられた会社。白木出版を代表する代表取締役社長の田城俊之は、「Meit～カリスマ美容師の Hair Style50 選～」シリーズの編集長も務めている。写真の著作権は通常カメラマンに帰属するため、Meit「ボリューム6」に掲載した本件「ヘアメイク」写真の利用許諾を石山カメラマンから得ている。

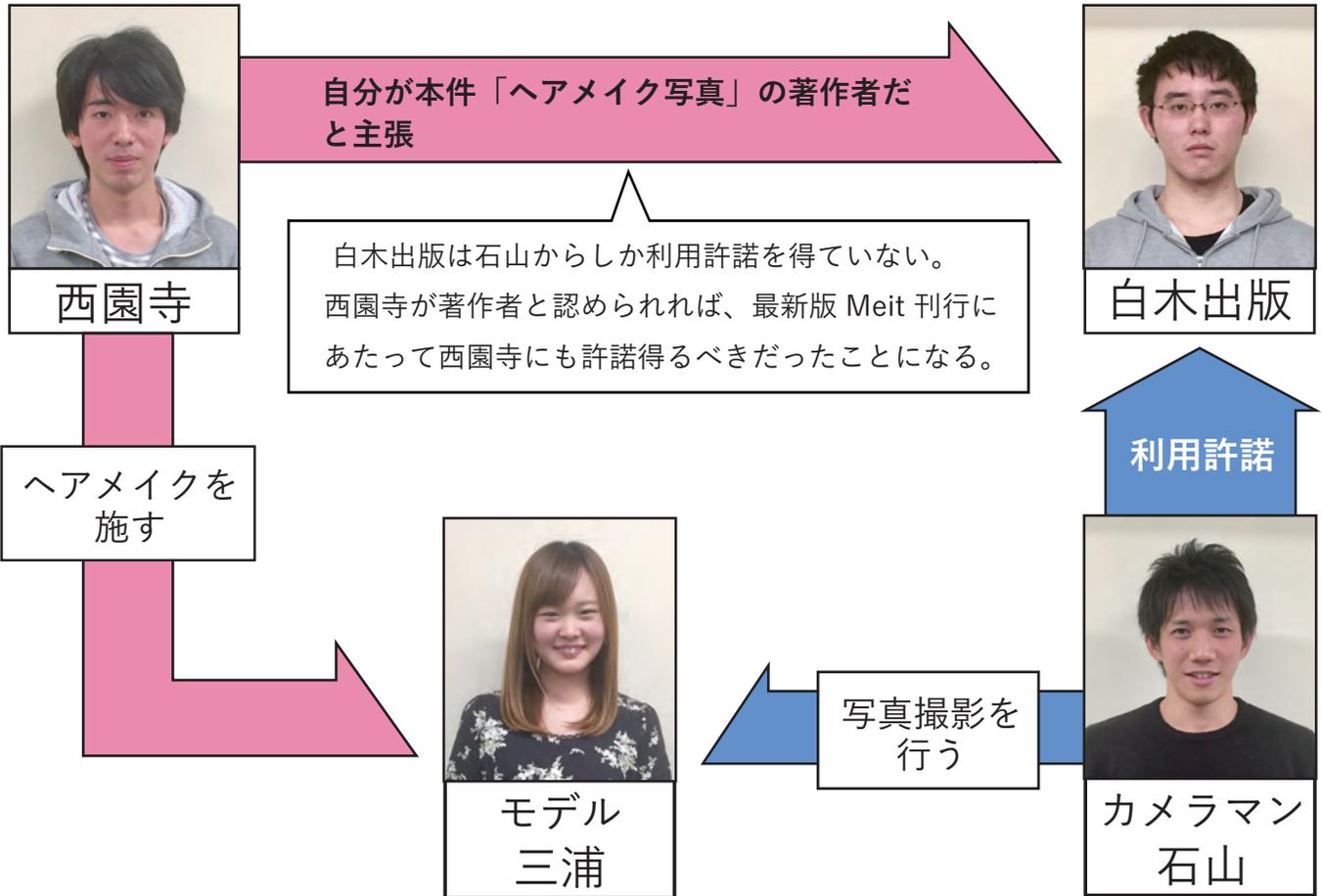
いしやま さとし
被告側証人 石山 悟史



争点1の本件「ヘアメイク」写真を西園寺と一緒に撮影したカメラマン。また、白木出版のヘアメイク写真集「Meit～カリスマ美容師の Hair Style50 選～」のシリーズの編集も務めている。業界上、原告の西園寺の先輩にあたる。

争点①

本件「ヘアメイク」写真の著作権者は誰か



原告側の狙い

三浦の撮影風景の証言や西園寺がヘアメイクを施していることから、西園寺が本件「ヘアメイク」写真の単独 or 共同著作権だと認めさせたい。

被告側の狙い

写真の著作権は基本的にはカメラマンに帰属する。写真の専門性から本件「ヘアメイク」写真の著作権がカメラマン単独だと認めさせたい。そのために、西園寺を援護する三浦の主張をくじきたい。

本件「ヘアメイク」写真



争点②

西園寺に Meit 「ボリューム 5」 の「編集著作権」はあるか

- ・ 編集行為を行う
- ・ 編集会議に参加
- ・ **表紙に名前アリ**

Meit「ボリューム 5」の二次的著作物が Meit「ボリューム 6」である。自分が Meit「ボリューム 5」の編集著作者だと認めさせて、翻案権と同一性保持権の侵害を認めさせたい。(著作権法 28 条の利用) 西園寺が編集著作者と認められた場合、Meit「ボリューム 6」の出版を差し止めることが可能。



自身が Meit「ボリューム 5」の編集著作者だと主張



西園寺が Meit「ボリューム 5」の編集著作者ではない、ただのアドバイザーだと主張

自身の編集行為から編集著作者だと主張していく

Meit「ボリューム 6」を差し止めさせるわけにはいかない。そのために、西園寺が Meit「ボリューム 5」の編集著作者ではなく、アドバイザーだと認めさせたい。西園寺がただのアドバイザーだと認められれば、西園寺は Meit「ボリューム 5」の翻案権と同一性保持権を持っていないことになる。もちろん、それに基づく侵害は認められない。

事前に西園寺を編集著作者から西園寺を外す相談をしていた。編集著作者は石山だと主張。



- ・ 原案作成を行う
- ・ 編集行為を行う
- ・ 編集会議に参加
- ・ 表紙に名前アリ

自分が編集著作者だと主張



～表紙に名前があると何が起きるのか～

著作権法 14 条により、表紙に名前がある者は著作者と**推定される**。この規定は推定規定。つまりそれを否定できる証拠があれば覆すことができる。この推定を覆すことができれば、西園寺が著作者ではないことが証明できる。

カリスマ美容師の Hair style 50 選

編者 西園寺徹 石山悟史 白木出版編集部



シーン別スタイリング集

合 パ ダ デ
コ パ ダ デ
ン テ ス ト
ン テ イ

知りたい！ヘアアイロン
正しい帽子の被り方

【vol.5】

< 各サイドの狙い >

原告団の狙い（西園寺サイド）

西園寺は Meit「ボリューム 5」の表紙に名前が載っている。著作権法 14 条により、西園寺はこの Meit「ボリューム 5」の編集著作者だと推定される。西園寺が行った編集行為をプッシュして西園寺が Meit「ボリューム 5」の編集著作者であることを確定させたい。

【西園寺の具体的な編集行為】

その 1

「ボリューム 5」の「原案」で候補になっていた特定の美容室の美容師を 1 人削除し、新たに別の美容師 3 名を推薦。

その 2

「第 2 章 シーン別スタイリング集」の 1 項「デートシーン」は、読者に人気なので、①から③まですべて掲載するよう提案。

その 3

「第 2 章のタイトル、各項目名を「目次」のとおりとすることを決定。

その 4

「第 8 章 ヘアアイロン」の章を新設し、①基礎編・簡単可愛いこての巻き方、②上級編を収録することを提案。

その 5

人気デートの髪型・ショートアレンジは「SALON” S”」の美容師である私が担当した。



対立

被告団の狙い（田城 & 石山サイド）

著作権法 14 条により、編集著作者だと推定された西園寺を何とか否定したい。西園寺の編集行為が、Meit で重要なものではないと主張していくことになる。また、田城と石山は事前に西園寺を編集著作者から外す話し合いをしていた。だからこそ、石山は Meit「ボリューム 5」の「原案」を作成したのである。西園寺は編集行為その 1 で原案にも口出ししてきた。しかし、基本的には「原案」に沿って編集がなされた。ここをプッシュして、西園寺を推定された編集著作者からアドバイザーだと確定させたい。

さらに田城と石山は Meit「ボリューム 6」の刊行に当たって、西園寺に【「Meit~ カリスマ美容師の Hair Style50 選 ~ 【vol.5】に関するお願い】という手紙を送っていた。これは石山がアドバイザーして田城に送らせたものである。この手紙に 何かある !?

事前に西園寺を編集著作者から外す話し合いをしていたはずの田城と石山。
この手紙を送る段階でも、もちろん西園寺のことを編集著作者ではないと認識していたはずだが……
どこかの一文が矛盾している気がする…

「Meit ～カリスマ美容師の Hair Style50 選～ 【vol.5】」に関するお願い

西園寺 徹先生

謹啓

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。久しくご無沙汰いたしまして申し訳なく存じております。さて、誠に唐突のことで恐縮に存じますが、本日はお願いの件がありましてお便りさせていただきました。

実はこの度「Meit ～カリスマ美容師の Hair Style50 選～ 【vol.6】」を刊行することが決定いたしました。

つきましては、刊行にあたり、旧版「Meit ～カリスマ美容師の Hair Style50 選～ 【vol.5】」の利用に関しましてのご了承、並びに著作者人格権の行使をしないことにご同意していただきたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

ご多用中に誠に恐縮に存じますが、下記欄にご署名・ご捺印の上、同封の返信用封筒にて弊社までご返送いただけましたら誠に幸いに存じます。

最後に、先生には今後ともご指導、ご鞭撻を賜りたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

平成 29 年 4 月 4 日

(株) 白木出版代表取締役社長 田城俊之

訴 状

平成29年6月18日

日本大学法学部 三崎町地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 武山 真也 印
同 橘 一郎 印
同 山本 利紗 印

当事者の表示

〒107-0062

東京都港区南青山五丁目2番3号

原 告 西園寺 徹

〒106-0047

東京都港区南麻布三丁目26番6号 武山法律事務所（送達場所）

電 話 03 (123) 4567

F A X 03 (123) 8910

上記原告訴訟代理人弁護士 武山 真也

〒157-0066

東京都世田谷区成城十丁目5番32号

被 告 株式会社白木出版

上記代表者代表取締役 田 城 俊 之

著作権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 金650万円

貼用印紙額 金3万6000円

請求の趣旨

- 1 被告は、別紙「被告雑誌目録」記載の雑誌を複製、販売、頒布、頒布する旨の申出をしてはならない。
- 2 被告は、その本店所在地、営業所に存する被告所有の前項の雑誌を廃棄せよ。
- 3 被告は、別紙「謝罪広告目録」記載の謝罪広告をせよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに上記1項及び2項についての仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告

(1) 原告は、ヘアメイク・デザイナーを生業としており、直営の美容室「SALON "S"」(東京都渋谷区原宿一丁目2番3号所在)をはじめ、関東、関西を中心に複数の店舗を経営している他、美容関連雑誌の編集等も行っている。そして、別紙「写真著作物目録」記載の本件ヘアメイク写真1(甲第1号証)及び同2(甲第2号証)のヘアメイク写真は、原告がヘアメイクを手掛けた作品である。

(2) 原告は、美容専門学校卒業後、学校の紹介で単身パリへ渡り、現地の美容室「cheveux bien」(セヴービヤン)にて10年間従業員として勤務し、平成5年に帰国して独立開業し、原宿に美容室「SALON "S"」を開設した(甲第3号証「西園寺徹プロフィール」)。原告は、近年の話題のTVドラマや日本映画のヘアメイクも担当するなど、日本の美容業界ではいわゆる「カリスマ美容師」と称される有名人であり、現在では関東に13店舗、関西7に店舗の美容室を経営している(甲第4号証「陳述書」)。

また、原告は、これまで、数多くのヘアメイク関係雑誌の監修、編集などにも携わってきた。本件の別紙「編集著作物」目録記載の雑誌「Meit」のシリーズもその1つである(甲第4号証「陳述書」)。

2 被告・株式会社白木出版

被告は、主に10代から30代の女性を対象とした美容関連雑誌、書籍を中心に出版を業としている株式会社である(甲第5号証「現在事項全部証明書」)。

第2 本件ヘアメイク写真の著作権侵害

(1) 本件ヘアメイク写真の著作権の帰属

原告は、平成28年8月、被告出版社から依頼を受けて、2017年カレンダー用の写真の撮影のため、本件ヘアメイク写真1及び同2の被写体の女性のヘアメイクを手掛け、各写真を制作した(甲第1号証及び同2)。すなわち、同写真には原告の企図するコンセプト、趣向によるヘアメイクが施されており、その撮影に際しては、原告がヘアメイク作品の趣向を写真に表す目的で詳細な撮影方法の具体的指示を出している。したがって、原告は本件ヘアメイク写真1及び2の著作者であり、著作権を有している。

この点、仮に本件各ヘアメイク写真に撮影者のカメラマンの権利が認められるとしても、少なくとも、本件各ヘアメイク写真は原告とカメラマンの「共同著作物」(著作権法第2条1項12号)に該当し、原告は本件各ヘアメイク写真の共有著作権を有している。

そして、本件各ヘアメイク写真は、2月ごとに掲載されている被告の2017年カレンダー(甲第6号証)に掲載された。

(2) 被告の著作権侵害行為

上記(1)で述べたとおり、本件各ヘアメイク写真の利用許諾の目的及び範囲は、被告の販売する2017年カレンダーに掲載するのみである。

ところが、被告は、原告に無断でこの利用許諾の範囲を超えて本件各ヘアメイク写真を別紙被告雑誌目録記載の「Meit ～カリスマ美容師のヘアスタイル50選～ vol.6」に掲載し刊行した。

したがって、当該被告の行為は、原告の本件各ヘアメイク写真の無断利用による複製権侵害(著作権法第21条)及び譲渡権侵害(同法第26条の2)に該当する。

第3 本件編集著作物の著作権侵害

(1) 本件雑誌旧版の「编者」としての権利

原告は、被告が頒布する別紙被告雑誌目録記載の雑誌「Meit ～カリスマ美容師のヘアスタイル50選～ vol.6」(甲第7号証)以前のvol.1～vol.5までにおいて、編集者の1人として活動し、「编者」として表紙に記載されていた。同被告雑誌旧版の本件編集著作物である「vol.5」では、「编者」としての権利を持つには十分な具体的な編集作業をしてきたものである。

したがって、原告は、本件編集著作物である「Meit ～カリスマ美容師のヘアスタイル50選～ vol.5」(甲第8号証)の編集著作権を有する。

(2) 被告による権利侵害行為

上記(1)の経緯にもかかわらず、被告は、原告の許諾を受けずに、原告に「通知書」(甲第9号証)を1通送付したのみで、被告雑誌「Meit vol.6」(甲第7号証)を頒布しているが、「Meit vol.6」は、原告が編集著作権を有する本件編集著作物である「vol.5」を原著作物とする二次的著作物(著作権法第2条1項11号)、すなわち、「vol.5」を翻案したものであり、当該被告の行為は原告の編集著作権に対する翻案権侵害(著作権法第27条)、複製権侵害、譲渡権侵害に該当する(同法第28条、同法第21条、同法第同法第26条の2)。

また、被告は原告が本件雑誌の编者としての権利を持つに値する働きをしたにも関わらず、原告を编者の欄から除外したことは、原告の著作者人格権たる氏名表示権侵害(著作権法第19条1項)及び同一性保持権侵害(同法第20条1項)にも該当する。

第4 結語

以上のとおり、被告は、本件各ヘアメイク写真についての原告の複製権、譲渡権侵害及び本件編集著作物の翻案権、複製権、譲渡権侵害並びに氏名表示権、同一性保持権を侵害するものであり、原告は、被告に対し、上記侵害の停止を請求する差止め請求権(著作権法第112条1項)及び侵害物品等の廃棄請求権(同条2項)、名誉回復措置としての謝罪広告を求める権利(同法第115条)を有すること明らかである。

よって、①著作権法112条1項に基づき、別紙「被告雑誌」目録記載の雑

誌「Meit vol.6」複製，販売等の差止め，②同条2項に基づき，同雑誌の被告所有の在庫分の廃棄，③同法115条に基づき，著作者であることを確保し，その名誉回復の措置として，別紙「謝罪広告目録」記載の謝罪広告の掲載を求めらる。

以上

証 拠 方 法

甲第1号証		ヘアメイク写真1（スタジオ写真）
甲第2号証		ヘアメイク写真2（公園写真）
甲第3号証		西園寺徹プロフィール
甲第4号証		陳述書
甲第5号証		現在事項全部証明書
甲第6号証		2017年カレンダー
甲第7号証	「Meit	～カリスマ美容師のヘアスタイル50選～ vol.6）」
甲第8号証	「Meit	～カリスマ美容師のヘアスタイル50選～ vol.5）」
甲第9号証		通知書

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲各号証及び写し	各2通
3	資格証明書	1通
4	訴訟委任状	1通

以上

(別紙)

編集著作物目録

題号 「Meit ～カリスマ美容師のヘアスタイル50選～ vol.5」)

著作者名 西園寺徹，石山悟史，白木出版編集部

発行所 白木印刷所

発行年月日 平成27年4月1日

頁数 全180頁

(別紙)

被告雑誌目録

題号 「Meit ～カリスマ美容師のヘアスタイル50選～ vol.6」)

著作者名 石山悟史, 白木出版編集部

発行所 白木印刷所

発行年月日 平成29年4月10日

頁数 全180頁

(別紙)

謝罪広告目録

記

「当社は、平成29年4月より、「Meit ～カリスマ美容師のヘアスタイル50選～ vol.6」)を頒布しておりましたが、その掲載写真中にヘアデザイナー・西園寺徹氏のヘアメイク写真を無断利用しておりました。

また、上記雑誌は旧版まで「编者」として同氏に大変お世話になったにもかかわらず、同氏の許可なく編集して出版したものであります。

写真の当初の利用目的及び利用範囲を超えたものであるだけでなく、西園寺氏の「编者」としての権利も侵したこととなり、当社がこのような旧版の利用を行ったことにより、同氏に多大なご迷惑をおかけ致しました。

したがいまして、ここに謹んで謝罪いたします。」

旨を、朝日新聞、日本経済新聞の全国紙に計3回掲載し、かつ、被告株式会社のメール・マガジンに計3回掲載する。

以上

著作権

著作物を創作した者の経済的利益を保護するための権利。著作権は著作物の利用形態ごとに、例えば複製権などといった権利として構成し、これらの権利からなる総体を著作権として定義している。このことから、著作権は権利の束と呼ばれている。

著作物（法2条1項1号）

< 著作権法 第二条一項一号 >

著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

順に説明していく。

①思想又は感情

人間の考えや思いが関わっていることが必要である。

②創作的

創作者の個性が表れていればよく、技術の高度さや独創性の高さは要求されない。

③表現したもの

頭の中にあるアイデア自体を保護するのではなく、考えや思いを外部に表現したものを保護する。

以上が著作物と認められる条件である。

写真の著作物（法10条1項8号）

立体的な対象物を平面的に表現する過程には、単なる技術的な要素だけではなく、陰影や奥行き表現などにおいて思想や感情の移入行為が介在していることから、著作物性が認められている。

著作者（法2条1項2号）

著作物を創作したものをいう。単に資金提供をした者や、作業を手伝っただけの者は著作者とはならない。

著作者人格権

著作物を創作した者に発生する著作権の一部。創作者の名誉等、人格的な利益を保護するための権利であり、著作者に一身専属的に帰属するものであるため、他人に譲渡したり相続することは出来ない。つまり、**※著作人格権を保持しているのは原則として著作者となる。**

この著作者人格権はさらに以下の三つに細分化される。

①公表権（法 18 条）

創作した著作物を公表するかしないかを定める権利。また公表する方法を決める権利。

②氏名表示権（法 19 条）

著作物の公表に際し、著作者名を表示するか否か、表示する場合には本名かペンネームのどちらを使用するかを決める権利。

③同一性保持権（法 20 条）

著作者の意に反した著作物の変更を禁止する権利。著作物の内容だけでなく、タイトルの改変や削除も禁ずることができる。

翻案権（法 27 条）

< 著作権法 第二十七条 >

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現形式を変更して新たな著作物を創作する行為である。例をあげると、小説や漫画を映画化したり、既存の楽曲をアレンジすることも翻案と言える。また、逆に映画を元に小説を執筆する行為も翻案とされる。

著作者はこの翻案権を支配的に行使し、著作物の翻案をすることができ、また、自分以外の者に対して翻案の許可をすることができる。

二次的著作物（法 2 条 1 項 11 号）

翻案等によって新たに創作された著作物のこと。上述した例によると、小説や漫画を翻案して制作された映画、既存の楽曲をアレンジし、新たに生み出された楽曲が二次的著作物に当たる。

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（法 28 条）

< 著作権法 第二十八条 >

二次的著作物の原著作者の著作物は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作物が有するものと同一の種類を専有する。

この条文を、小説を元に映画を製作した場合を例にすると、映画を映画館で上映するためには映画の著作権者だけでなく、小説の作者からも同じ許可を得ねばならないということになる。

複製権（法 21 条）

著作権者は、その著作物を複製する権利を占有する。つまり著作権者以外の者がその著作物を複製（コピー）する場合は、著作権者から許可を得ねばならない。

共同著作物（法 2 条 1 項 12 号）

2名以上の者が共同して創作し、その結果としての作品に対する貢献を分離して利用できないもの。例えば、歌には作詞家と作曲家がいる。歌詞だけを利用することも音楽だけを利用することもできる。そのため、この歌は共同著作物とはいえない。

共同著作物だと認められるには、①創作的関与②分離利用不可能性③共同性の要件を具備しなくてはならない。

共同著作人

共同著作物を創作した複数の著作人。共同著作物における著作権の行使には、他の著作人の「同意」が必要になる。侵害行為に対しては、「同意」を得ずに差し止め請求や、自身の持分に基いた損害賠償請求が可能である。

編集著作物（法 12 条）

雑誌やパンフレットなど、素材の選択または配列に創作性のある著作物を編集著作物という。創作性が、素材の選択のみ、または素材の配列のみのどちらか片方が認められるだけでも編集著作物は成立する。素材については著作物である必要はない。雑誌の素材となった記事が著作物であるかどうかは、編集著作物の成立には関係ないということである。

編集著作者

編集著作物を創作した著作者。例えば編集著作物である雑誌を他人が利用する場合は、編集著作者に許可を得なければならない。また、編集著作物の各素材が著作物の場合は、各素材を創作した著作者にも許可を得なければならない。

著作者の推定（法 14 条）

写真などのようにもとになった作品が存在する著作物の場合には、もとの作品に自分の氏名や名称を著作者名として表示されている者が著作者と推定される。

推定と覆滅

今回を例に見ていくと、表紙に西園寺徹の名前が記載されているため、著作者が西園寺だと推定できる。推定規定は、反証で覆ることができる。この覆すことを覆滅という。また、推定規定の反対が擬制規定である。これは覆すことができない。

関連裁判例

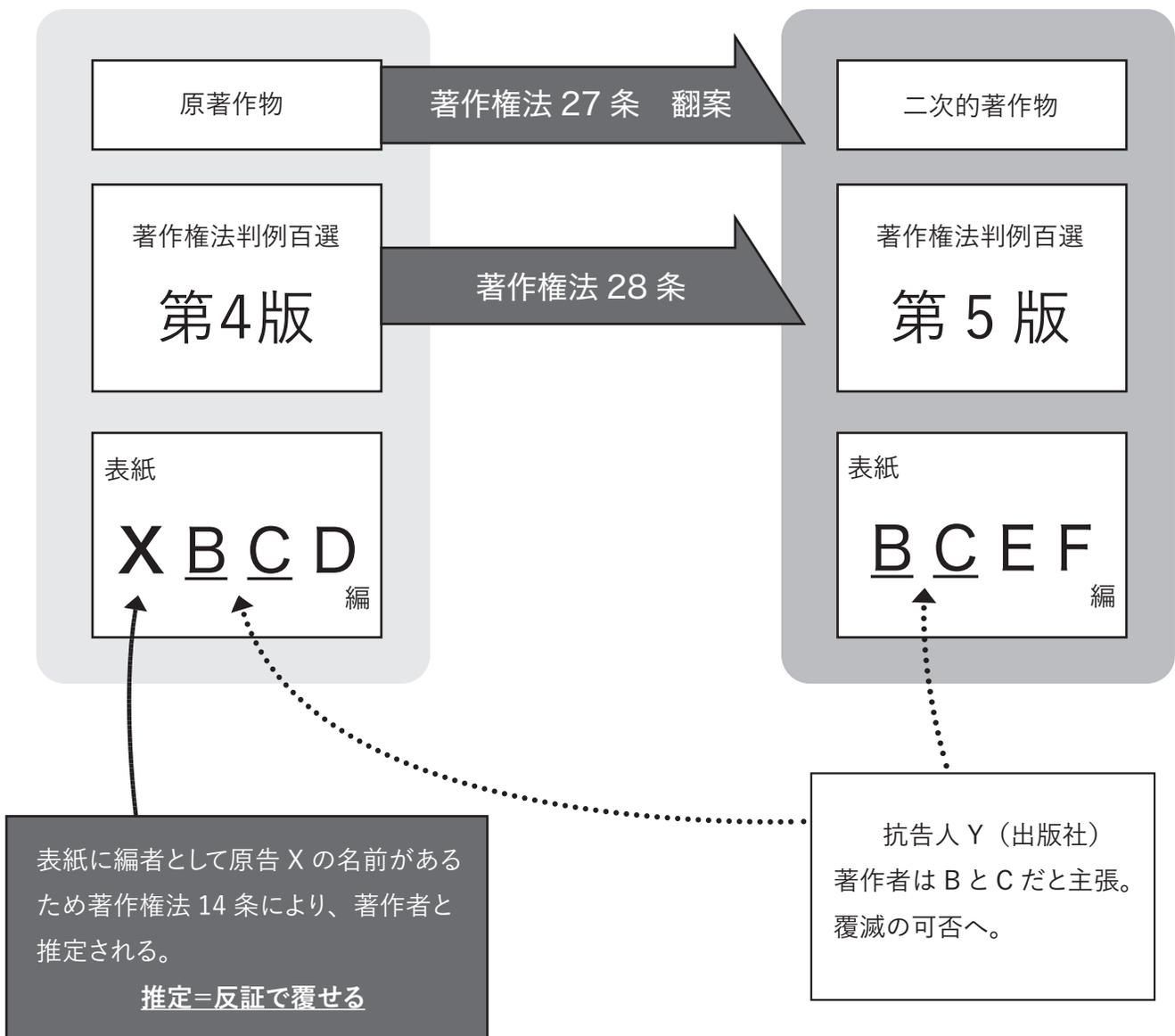
(1) 『著作権判例百選』事件 ～第5版のための第4版の裁判～

【事案の概要】

相手方 X は、知的財産法を専攻する大学教授である。抗告人 Y は書籍の出版、編集を行う出版社である。

X は Y の出版する雑誌『著作権判例百選〔第四版〕』（以下本件著作物という）の共同編集著作者の一人であると主張している。それを前提として、X は Y が発行しようとしている雑誌『著作権判例百選〔第五版〕』（以下本件雑誌という）は本件著作物を翻案したものであるなどとし、本件著作物の翻案権（著作権法 27 条）並びに二次的著作物の利用に関する原著作物の著作者の権利（同法 28 条）から導き出される複製権、譲渡権及び貸与権又は著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）に基づく差止請求権を被保全権利として、Y による本件雑誌の複製・頒布等を差止める旨の仮処分命令を求める申し立てをした。

東京地裁はこの X の申し立てを認可、これを不服とした Y が保全異議申し立てをしたが覆らず、知財高裁に原決定及び本件仮処分決定の取消し、本件仮処分申し立ての却下の判断を求めた。



【争点】

Xは著作権法判例百選第4版の共同編集著作者であるか。

※著作権法判例百選第4版は共同著作物であり、編集著作物である。

【裁判所の判断】

(1) 著作者推定の可否

編集著作物の著作者の認定につき、本決定では、①素材につき独創性のある選択及び配列を行なったものは著作者にあたり、また、②本件著作物のような共同編集著作物の著作者の認定が問題となる場合、編集方針を決定した者も、当該編集著作者となり得るといふべきであるとした。そのため、編集方針や素材の選択、配列について相談を受け、意見を述べることや、他人の行なった編集方針の決定、素材の選択、配列を消極的に容認することは直接創作に携わる行為とはいいい難いことから、これらの行為をしたにとどまる者は当該編集著作物の著作者とはなり得ないといふべきであるとした。

(2) 著作者の認定

本決定では、共同著作物の著作者の認定につき、ある者の行為につき著作者となり得る程度の創作性を認めることができるか否かは、当該行為の具体的内容を踏まえるべきことは当然として、さらに、当該行為者の当該著作物作成過程における地位、権限、当該行為のされた時期、状況等に鑑みて理解、把握される当該行為の当該著作物作成過程における意味ないし位置付けをも考慮して判断されるべきであるとした。

(3) Xの地位

Xは本件著作物の編集過程においてその「編者」の一人とされてはいたものの、実質的にはむしろアイデアの提供や助言を期待されるにとどまるいわばアドバイザーの地位に置かれ、X自身もその地位にとどまる関与をしていたと理解するのが、本件著作物編集過程全体の実態に適すると認定。これにより、著作権法14条による著作者の推定は反証される。

< 結論 >

- ・ Xは著作権法判例百選第4版の共同編集著作者ではないと判示。
- ・ 原決定および本件仮処分決定の取消し並びに本件仮処分申立てを却下。

△ 一連の流れ ↓

・ 本件仮処分決定（東京地裁平二七・一〇・二六）
△ による本件雑誌の複製・頒布を差止め

・ 原決定（東京地裁平二八・四・七決定）
△ 本件仮処分決定を不服とした△が保全異議申立て

・ 争点 ↓

① Xが本件著作物の共同編集著作者の一人であるか

② 翻案該当性ないし直接感得性

③ 本件著作物を本件原案の二次的著作物とする主張の当否

④ 氏名表示権の侵害の有無

⑤ 同一性保持権の侵害の有無

⑥ 黙示の許諾ないし同意の有無

⑦ 著作権法の六四条二項と六五条三項に基づく主張の当否

⑧ 権利濫用の有無

⑨ 本件雑誌の出版の事前差止めの可否

⑩ 保全の必要性

以上を判断した上で本件仮処分決定を認可

・ 本決定（知財高裁平二八・一一・一一決定）

○ 原決定・本件仮処分決定の取消し、本件仮処分申立てを却下（上記争点①についてのみ判断）

【この事件のポイント】

この事件で重要なところは、原決定（東京地裁）と本決定（知財高裁）の結論が真逆と**いいほど違うところ**である。本決定ではXの地位はアドバイザーとされ、編集著作者ではないとされた。しかし、原決定では推定を覆す事情が疎明されているとは言えないとし、Xの地位を編集著作者と認定したのである。

原決定（東京地裁）と本決定（知財高裁）で大きく判断が割れたXの行為は

- ① XはYが本当の共同編集著作権者だと主張している教授（B）に意見を述べている。

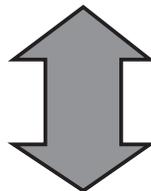
意見内容

著作権法判例百選第4版の原案で候補になっていた特定の実務家一名を削除し、新たに別の特定の実務家三名をその氏名を挙げて執筆者として加えるように言った。さらに、この三名に割り当てるべき判例を特定して伝えた。（この意見は採用されている。）

- ② Xは編集会合に参加し他の編者と共に、判例百十三件の選択・配列と執筆者百十三名の割り当てを項目立ても含めて決定、確定した。

原決定（東京地裁）では

行為①と行為②、その他のXの事情を総合してXが著作権法判例百選第4版の編集著作者であると導き得るとした。



本決定（知財高裁）では

行為①に関して、編集方針や素材の選択、配列について相談を受け、意見を述べることは直接創作に携わる行為とはいいい難いとし、これらの行為を下にとどまる者は当該編集著作物の著作者とはなり得ないというべきであるとした。

行為②に関して、編集会合が、議論の紛糾のないまま比較的短時間で終了したことから、Xの具体的な関与は、著作権法判例百選第4版に収録されるべき判例及び執筆者候補の選択、配列等に賛同したという限度にとどまるとした。

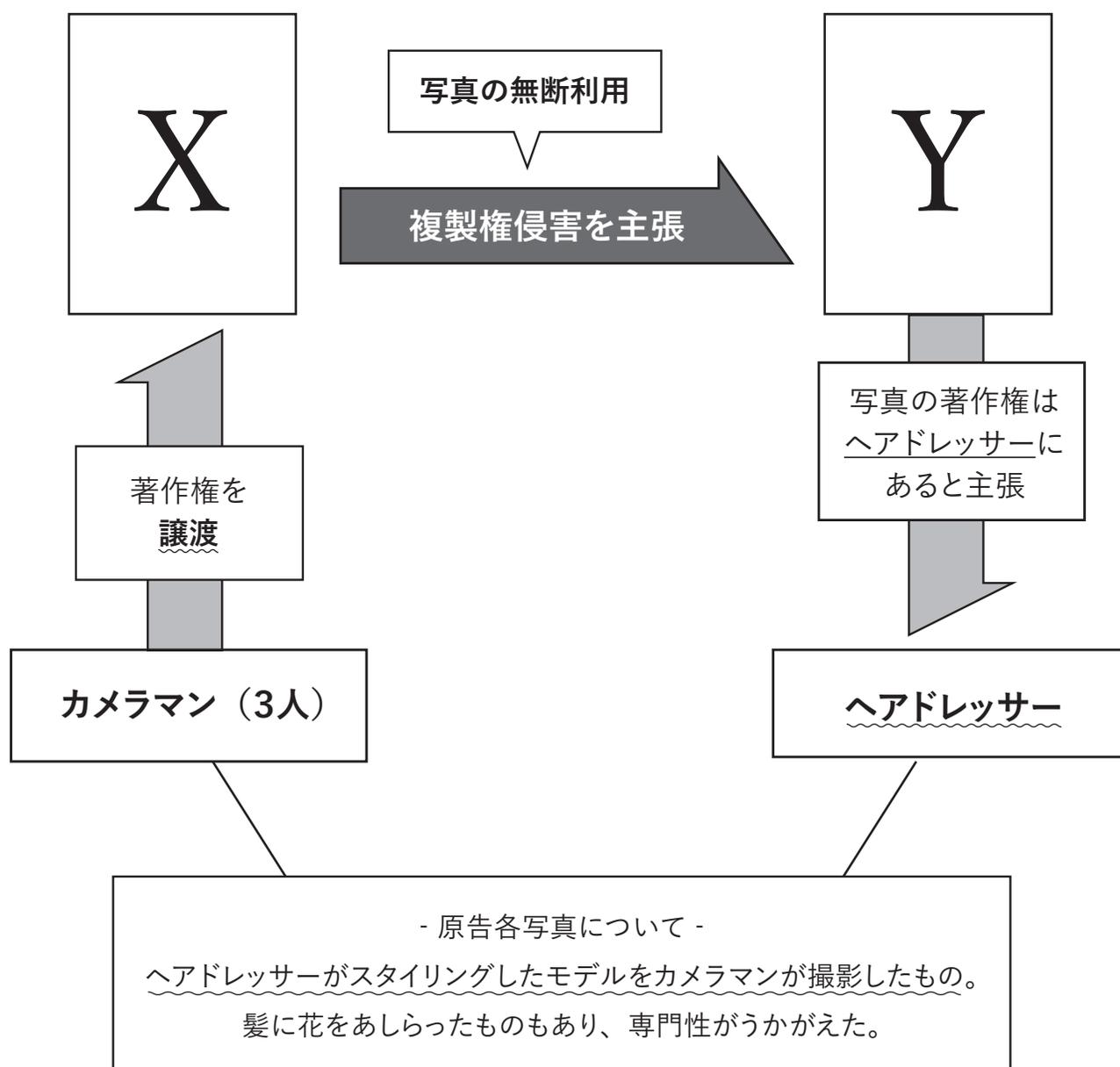
(2) 『ヘアスタイル写真』事件 ～専門的なヘアスタイル写真の著作権は?～

【事案の概要】

原告 X と被告 Y はいずれも美容専門雑誌の出版を主な事業とする会社である。

X は、ヘアドレッサーのコンテスト用に 3 名のカメラマンが撮影した原告写真 1 ないし原告写真 12 の合計 12 枚の写真（以下「原告各写真」）につき、カメラマンから著作権の譲渡を受け、原告各写真の著作権を有していると主張している。

X は、Y の出版する雑誌に原告各写真を複製して掲載した行為が著作権（複製権）侵害に当たると主張し、写真掲載許諾料相当額 18 万円（1 万 5 000 円 × 12 枚）及び弁護士費用 3 万 6 000 円の合計 21 万 6 000 円の損害賠償請求（著作権法 114 条 3 項、民法 709 条）及び、遅延損害金の支払を求めた事案である。



※著作権の譲渡について…著作権は財産権としての性質も有しており、他人に譲渡することができる。

● なぜ被告 Y は写真の著作権がヘッドレッサーにあると主張するのか？

仮に被告の主張通り原告各写真の著作権が

- ① カメラマン単独ではなく、ヘッドレッサー単独に帰属する
- ② カメラマンとヘッドレッサーの共同著作物という扱いになる

とすると



① の場合は、そもそもカメラマンには原告各写真の著作権がなかったということになる。そのカメラマンから原告 X は著作権を譲渡されたと主張し、それに基づく訴えであるため、当然原告 X の請求は認められない。

② の場合は、著作権法 65 条 1 項により、カメラマンはヘッドレッサーの同意なくして著作権の持分を譲渡できなくなる。今回であれば、原告 X は原告各写真についてヘッドレッサーから著作権を譲渡してもらったという事実はない。ヘッドレッサーから同意を得ていないカメラマンの持分譲渡は効力を生じないため、原告 X は原告各写真についての著作権を有していないことになる。そのため、この場合でも原告 X の請求は認められない。

※参考<著作権法 65 条>

共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

2. 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

3. 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

4. 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

【争点】

原告各写真の著作者は誰か？

※上記に記した通り、原告各写真の著作者が誰かによって結論が変わってくる。

【裁判所の判断】

(1) 写真の著作物性の基準

写真は、被写体の選択・組合せ・配置、構図・カメラアングルの設定、シャッターチャンスの捕捉、被写体と光線との関係（順光、逆光、斜光等）、陰影の付け方、色彩の配合、部分の強調・省略、背景等の諸要素を総合してなる一つの表現であるとした。

(2) 原告各写真の著作者について

裁判所は原告各写真（原告写真 1 から 12）を検討し、原告各写真は、被写体の組み合わせや配置、構図やカメラアングル、光線・印影、背景の設定や選択等に独自性が表れているということができ、これらは原告各写真を撮影したカメラマンにより創作されたものであると認められるとした。そして、原告各写真の著作者はカメラマンである A、B 及び C というべきであるとした。

(3) ヘアドレッサーについて

被告の（原告各写真の著作権者はヘアドレッサーであるという）主張に対して裁判所は、原告各写真においては、独特のヘアスタイル、化粧、衣装等を施して所定のポーズを取っているモデルの写真も含まれていることを認めた。しかし、原告各写真については、被写体の組み合わせや配置、構図やカメラアングル、光線・印影、背景等に創作性があるというべきであり、原告各写真の被写体のうちの、独特のヘアスタイルや化粧等を施されたモデルに関連して、別途何らかの著作物として成立する余地があるものとしても、原告各写真は、被写体を機械的に撮影し複製したものではなく、カメラマンにより創作されたものというべきであるとした。つまり、裁判所は原告各写真の著作権者はカメラマンであって、ヘアドレッサーではないというべきであると判断した。

※『原告各写真の被写体のうちの、独特のヘアスタイルや化粧等を施されたモデルに関連して、別途何らかの著作物として成立する余地があるものとしても、』

→ 独特のヘアスタイルや、化粧を施されたモデルへの著作物性に関しては、裁判所は判断していない。著作物として認められる余地を残している。

(4) 原告各写真はカメラマンとヘアドレッサーの共同著作物か？

裁判所は、原告各写真の創作性は、被写体の組み合わせや配置、構図やカメラアングル、光線・印影、背景等に創作性があるとした。そして、こうした点について、ヘアドレッサーとカメラマンの間には原告各写真について共同著作物となるための要件である共同創作の意思が存するものとは認められないというべきであるとした。つまり、原告各写真はカメラマンとヘアドレッサーの共同著作物ではないと判断された。

< 結論 >

原告 X の請求認容（被告 Y へ21万6000円の損害賠償及び、遅延損害金の支払を命じた。）

【この事件のポイント】

この事件ではヘアドレッサーが写真の著作権を有しているかが争われた。そして、ヘアスタイル写真というヘアドレッサーなしでは成立しない写真で、ヘアドレッサーは著作権者ではないと判断されたのである。写真の著作物と共同著作物（とりわけ共同創作の意思）について順に説明していく。

● 写真の著作物について

写真の著作物は被写体に関する創作性を撮影・現像における創作性と併せて写真の著作物性の考慮要素とすることで見解が分かれている。

・撮影・現像における創作性とは主にカメラマンの撮影時のこだわりや工夫のことである。写真の著作物において、これを写真の著作物性の考慮要素とすることには争いが無い。

・被写体に関する創作性とは、今回の事件においてヘアドレッサーのスタイリングのことである。専門性の高いヘアスタイルを写真の著作物性の考慮要素にするかが問題となった。裁判所は、写真の著作物性について「被写体の選択・組合せ…等の諸要素を総合してなる一つの表現である」と判断している。このことから、今回の事件では被写体に関する創作性が写真の著作物性の考慮要素となっていることがわかる。

●共同著作物について（共同創作の意思について）

共同著作物については、著作権法2条1項12号に規定されている。

※参考＜著作権法2条1項12号＞

（共同著作物）二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

さらに共同著作物の要件は

- ① 創作的関与（複数のものが創作したこと）
- ② 分離利用不可能性（その各人の寄与を分離して利用できないこと）
- ③ 共同性（その複数の者による創作行為が共同して行われたこと）

である。

※ この3つの要件に当てはまらないと、共同著作物とはいえない。今回の事件であれば、ヘアドレッサーとカメラマンという①複数のものが関与し、②この写真への、モデルのヘアスタイルという寄与とカメラでそのモデルを撮影したという寄与はそれぞれ分離して利用できない。そのため③共同性が認められるかが重要となる。

③共同性について

この③共同性にはお互いの**共同創作の意思**が認められなければならない。さらにこの共同創作の意思は、共同創作の意思必要説と不要説に分かれる。

- ・必要説=主観的な意思の連絡が必要である
- ・不要説=客観的に共同制作の意思が認定できれば足りる

今回の事件の判決文から、本事件では裁判所は必要説に立っている。そのうえで、提出された陳述書に基づき認定される事実関係からは、共同創作の意思が認められないとした。

編集後記

皆さん、我々藤田晶子ゼミナールのフォーラムにお越しいただき、ありがとうございます。

裁判劇というのは我々にとっても初の試みで、ゼミ生ほぼ全員が演技に関しても素人同然からのスタートだったので、役者の人はセリフを覚えることや、声に抑揚をつけたり感情を込めたりするのに苦戦していました。さらには架空の事件なのでその内容を練り上げるなど、様々な面で苦労をしました。少しでも皆さんに楽しんでいただけたら、著作権に興味を持っていただけたら幸いです。

今回は写真、雑誌、ヘアメイクに関係した裁判劇をお届けしましたが、著作権とはどのようなものかイメージが掴めたでしょうか？著作権法は我々が生活していく中で非常に身近なものです。今回扱ったような写真、雑誌、メイク以外にも、皆さんのよく聴く歌手やバンドの楽曲、よく見るアニメ、漫画、イラスト、動画、ゲームなどなど、美術品から娯楽品までこれらすべてに著作権というものが関わってきているのです。

我々のゼミナールではこのような非常に身近な物事に関わった事件を題材に研究をし、理解を深めています。もしかしたら皆さんの趣味とも結び付くかもしれない非常に面白い分野です。もしも今回の発表を機に、皆様が少しでも著作権を知っていただけたら幸いです。

藤田ゼミナール第3期生

小田島

